

# ひろば・ちがさき

No. 781

2008年1月18日

市民会議・市民自治市議団  
茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1  
市役所内 0467(82)1111

## 市民会議・市民自治市議団

中嶋 てるお  
TEL 86-5643  
須田 ゆずる  
TEL 86-8788  
岸 正明  
TEL 87-8766  
小磯 妙子  
TEL 52-6731  
和田 清  
TEL 67-5980

### 〇〇さくん、お元々気かねく ごみ、持って行くよ、お返事は？ 安心まごころ収集事業4月実施

ごみ置き場にごみや資源物を運んで出すことが困難な高齢者世帯を対象に、玄関先から収集、併せて一声を掛け安否を確認するという事業、「茅ヶ崎市安心まごころ収集事業」（略して安心まごころ収集）がこの4月から始まることになりました。

【対象となる世帯】は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当し、本人又は家族等の同居者のみでは集積場所にごみや資源物を持ち出すことが困難であり、かつ地域や親類など身近な人の協力も得られない世帯。

（1）身体障害者のうち、在宅で肢体不自由の障害の程度が1級若しくは2級の者（2）在宅の高齢者（65歳以上）で要介護2～5の者（3）前各号のほか、同等の状態にあると市長が認める者

【対象者の責務】は、対象者がごみ及び資源物を出すときには、「ごみと資源物の分け方・出し方」により分別し、市が指定した日の指定した時間に指定した場所へ出すものとする。

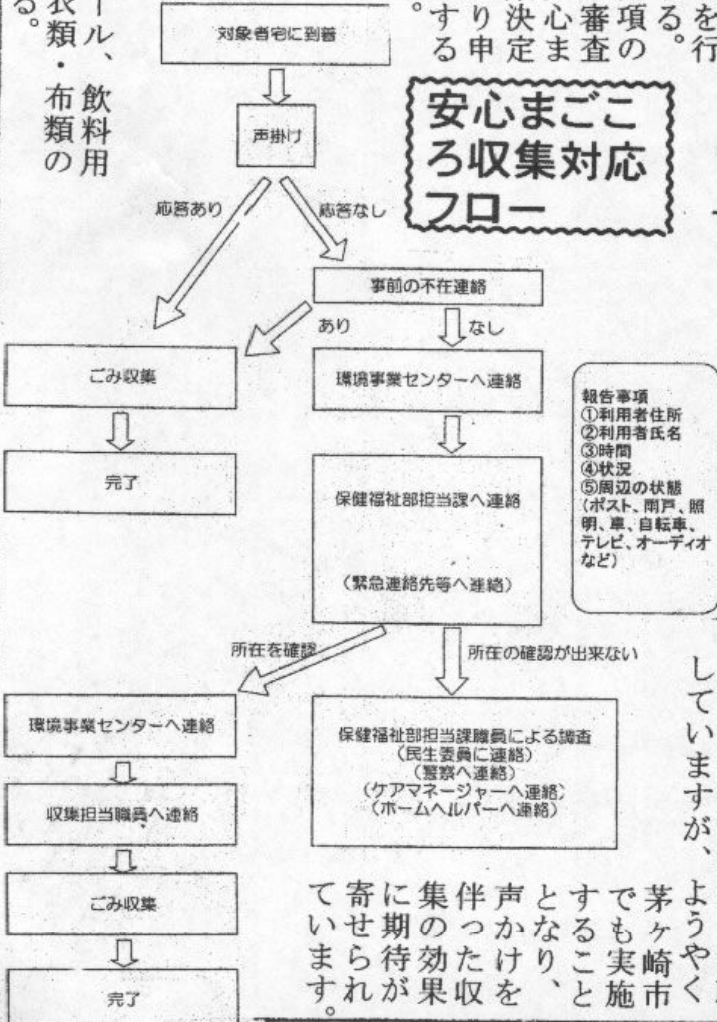
【申請手続き】安心まごころ

ごみ収集を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならぬ。【審査・結果通知】市長があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は前項の規定による審査の結果を安心まごころ収集決定通知書により申請者に通知するものとする。

【収集品目】  
一は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・かん、ペットボトル、古紙、段ボール、飲料用紙パック、衣類・布類の8品目とする。

#### 安心まごころ収集対応フロー



【安否確認】戸別収集において、市職員は対象者の安否を確認するものとする。

【連絡体制】保健福祉部と環境部は連携し事業を行うこととし、連絡会を設置する。以上がまごころ収集事業の実施要綱（抜粋）です。

この内容を図示すると左の「収集対応フロー（流れ）」のようになります。対象者宅に到着して声を掛けます。応答あればそのままごみ収集して完了ですが、ない場合で事前に不在連絡もない場合は、環境事業センター、保健福祉部担当課と連絡をとって所在の確認をします。確認ができない場合は民生委員や警察、ケアマネージャー等の協力を得ながら担当職員による調査を行うこととなります。

すでに鎌倉市では「声かけふれあい収集」という名で同様の事業を実施していますが、ようやく茅ヶ崎市でも実施することとなり、声をかけ、声かけの効果を期待しています。